

慶弔金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県理学療法士会（以下、本会という）の定款施行細則第6条の規定に基づき、会員及び士会と関係の深い者又は団体等の慶弔に関し、本会から祝意又は弔意を込めて、迅速に対処することを目的として定める。

(情報の集約と対処)

第2条 会員が、本会役員、関係者、関係団体等の慶弔について知った時は、速やかに事務局に通知する。

2 事務局は、第3条以降の規程に従って対処する。

(正会員)

第3条 正会員の死亡に関しては、弔電と弔慰金を供える。弔慰金は、当該年度の会費相当額とする。

(役員)

第4条 役員の死亡又は役員の家族の死亡の時は、本条第2項から第4項に沿って対処する。

2 役員死亡の時は、弔慰金を香典として遺族に贈る。

3 役員又は役員の家族の葬儀に際しては、法人名および会長名の花輪又は弔電を送る。

4 その他の慶弔については、第5条により対処する。

(関係者・関係団体等)

第5条 関係者、関係団体等の慶弔の時は、会長、副会長、事務局長、財務局長が協議した上、本条第2項から第4項に沿って対処する。

2 関係者死亡の時は、香典又は弔電を贈る。

3 団体記念行事、施設開所式等に会長が招待された時は、祝金又は祝電を贈る。

4 その他の慶弔に関しては、第5条により対処する。

(その他)

第6条 その他の慶弔については、会長、副会長、事務局長、財務局長が協議して対処する。

(費用)

第7条 慶弔に関する費用は、予備費を充てる。

(定めのない事項)

第8条 この規程に定めのない事項については、理事会の議決による。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会により協議し、承認をもって成立する。

附則

- 1 この規程は、平成24年11月29日から施行する。
- 2 この規程は、令和8年4月16日から改正施行する。